第９号様式（第６条関係）

条例で定める制限に適合することの確認書

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（以下「条例」という。）で定める制限に適合することの確認

１　条例第４条　災害危険区域内の畜舎等の制限

(1) 畜舎等の敷地が災害危険区域（岐阜県建築基準条例（以下「建築基準条例」という。）

第４条第１項に規定する災害危険区域をいう。）内にある場合に

□該当しない　□該当する

(2) (1)に該当する場合は、居室（建築基準法第２条第４号に規定する居室をいい、畜舎等

の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第４条第４号に規定する居室及び室を除く。以下同じ。）を有する畜舎等に

□該当しない　□該当する

(3) （2）に該当する場合は、建築基準条例第５条第２項の規定に

□適合する　　□適合しない

２　条例第５条　崖に近接する畜舎等の制限

1. 畜舎等の敷地が高さ２メートルを超える崖（建築基準条例第６条第1項に規定する崖

をいう。以下同じ。）の上若しくは下又は崖面にある場合に

□該当しない　□該当する

(2) (1)に該当する場合は、居室を有する畜舎等に　　　　 □該当しない　□該当する

(3) (2)に該当する場合は、建築基準条例第６条第１項の規定に

□適合する　　□適合しない

(4) 畜舎等の敷地が高さ２メートルを超える崖の上にある場合は、建築基準条例第６条第２項の規定に　 　　　 　　　　　　　　　　　　　　 □適合する　　□適合しない

３　条例第６条　大規模畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限

1. 都市計画区域及び準都市計画区域内にあり、かつ、床面積（同一敷地内に２以上の畜舎

等がある場合にあっては、その床面積の合計）が１，０００平方メートルを超える畜舎等の敷地に　　 　　　　 　　　　　　　　　　　　　　□該当しない　□該当する

(2) (1)に該当する場合は、建築基準条例第７条本文の規定に

□適合する　　□適合しない

４　条例第７条　自動車車庫の用途に供する畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限

(1) 都市計画区域及び準都市計画区域内にあり、かつ、自動車車庫の用途に供する畜舎等

で、その用途に供する部分の床面積の合計が２００平方メートルを超えるものの敷

地に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□該当しない　□該当する

(2) (1)に該当する場合は、建築基準条例第８条本文の規定に

□適合する　　□適合しない

５　条例第８条　自動車車庫の用途に供する畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限

1. 都市計画区域及び準都市計画区域内にあり、かつ、自動車車庫（二輪車車庫を除く。）

の用途に供する畜舎等（その用途に供する部分の床面積の合計が５０平方メートル以

内のものを除く。）の敷地に　　　　　　　　　　　　 □該当しない　□該当する

(2) (1)に該当する場合は、建築基準条例第１９条第１項本文の規定に

　□適合する　　□適合しない

(3) (1)に該当する場合は、建築基準条例第１９条第２項本文の規定に

　□適合する　　□適合しない

６　条例第９条第１項　自動車車庫の用途に供する畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限

1. 都市計画区域及び準都市計画区域内にあり、かつ、自動車車庫（二輪車車庫を除く。）

の用途に供する畜舎等（その用途に供する部分の床面積の合計が５０平方メートル以

内のものを除く。）の敷地に　　　　　　　　　　　　 □該当しない　□該当する

(2) (1)に該当する場合は、建築基準条例第２０条第１項の規定に

　□適合する　　□適合しない

７　条例第９条第２項　自動車車庫の用途に供する畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限

1. 都市計画区域及び準都市計画区域内にあり、かつ、自動車車庫（二輪車車庫を除く。）

の用途に供する畜舎等（その用途に供する部分の床面積の合計が５０平方メートル以

内のものを除く。）で、自動車の昇降設備を設けるものに

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　□該当しない　□該当する

(2) (1)に該当する場合は、建築基準条例第２０条第２項の規定に

　□適合する　　□適合しない

８　条例第１０条　適用の除外

市町村が省令第３４条、第３５条及び第４８条第３項の規定に基づき条例を定めているに　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 □該当しない　□該当する